

# 他道府県からの転入による場合

## ① 申請予約

登録申請は、事前に電話で予約してください。

予約日は、月・水・金曜日です。

登録申請の際は、旅行サービス手配業務取扱管理者も来庁してください。

## ② 主たる営業所の変更

### 提出書類

法人	個人	
●		登録事項変更届出書（第19号様式）
●		変更届出添付書類（1）（第20号様式） ※4片制の書式（変更届出添付書類1部、旅行サービス手配業者登録簿3部）
▲		営業所がある場合変更届出添付書類（2）
○		道府県で発行された登録通知書又は登録簿（業者控）の写し
○		主たる営業所（その他の営業所）の使用権を証する書類 （建物登記簿謄本（現物）又は賃貸契約書（写し）等）
		建物登記簿謄本（現物）を用意する方は地番と住居表示が同一とわかるもの、 若しくは公図と住居表示地図が同一と認められるものも持参すること。
		賃貸契約書（写し）を用意する方はその賃貸契約書が建物のオーナーと直接契約 されているかどうか確認。
		転貸借の場合 直接貸主から賃借しておらず、Aを貸主、Bを転貸人、Cを転借人（御社）と したケースの場合。①AとBの賃貸契約書及び②BとCの賃貸契約書。③Aが Bに賃貸している物件をCへ旅行業の事務所として賃貸することを承諾する旨 の文書。の合計3点が必要となる。
	●	住民票
●		旅行サービス業務取扱管理者選任一覧表
		総合・国内旅行業務取扱管理者合格証等（写） 旅行サービス手配業務管理者研修修了者証（写）
	●	旅行サービス手配業務取扱管理者の宣誓書（自筆のもの）
	●	旅行サービス手配業務取扱管理者の履歴書（自筆のもの）

## ③ 本社の所在地も変更する場合

### 提出書類

法人	個人	
●		登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
		変更事項について新旧の関係が記載されているもの（注：管轄登記所を 異動した場合は異動前の登記所の閉鎖謄本が必要となる場合もありま
	●	住民票

### 注意

● ▲ 所定の様式があるもの

上記書類以外に追加で書類を求める場合有。

東京都産業労働局観光部振興課旅行業担当

電話03(5320)4769